

令和 8 年度事業計画書

わが国の金融情報システムは、デジタル技術の進化等を背景に、大きな変革を遂げつつある。

社会経済全体のデジタル化が進展するもとの、金融機関においては、スマートデバイスによるサービス提供やクラウドサービス利用がさらに拡大・定着してきているほか、業務での AI の利活用が急速に進展している。市場取引や決済の分野でも、分散型台帳技術を利用した新たなサービスやインフラの提供の取組み等が進みつつある。こうした変化が同時並行的に進む中で、金融情報システムの構築や運営のあり方は多様化・複雑化してきている。金融機関は、これらに伴い増大あるいは変化するリスクを適切に管理しながら、金融サービスの高度化や高付加価値化を図ろうとしている。

一方で、デジタル技術の進化等により、金融情報システムに対する脅威と金融サービス提供にかかるリスクも明らかに高まっている。中でも、サイバー攻撃は、国家を背景としたものを始めとして、高度化と巧妙化が顕著であるほか、対象の広がりや頻度の増加も続くなど、その脅威は深刻化している。金融機関としては、こうした状況のもとで、リスクベースアプローチに基づきサイバーセキュリティ態勢を底上げすることが求められている。同時に、金融情報システムのあり方が多様化・複雑化するもとの、金融サービス提供にかかるサードパーティやサプライチェーンのリスク管理を適切に行うことが課題となっている。さらに、量子コンピュータの実用化との関係で、耐量子計算機暗号 (PQC) への移行に向けた取組みを進めていく必要も生じている。これらに関しては、いわゆる共同化などの共助の取組みが重要性を増している。

金融情報システムは、金融機関の事業を支える基盤であると同時に、経済社会の運営、さらには国民生活の安定と発展に不可欠な重要インフラである。金融機関は、こうした点に鑑み、IT ガバナンスを充実させ、金融情報システムの安全性・安定性を確保するとともに、その望ましいあり方を不断に検討し、見直していく必要がある。

以上の認識に基づき、当センターの令和 8 年度事業計画を次のとおり定める。

I. 調査・研究

金融情報システムに関する最新の動向や金融機関等の取組状況等を幅広い分野にわたり調査・研究し、調査研究レポートや News Letter として発出する。

(1) サイバーセキュリティ

金融機関における脅威インテリジェンス情報の収集、分析、活用の事例・動向や取組状況等について調査・研究を行う。

金融機関におけるサイバーセキュリティ人材の確保・育成に関する取組みについて調査・研究を行う。

量子コンピュータの実用化に伴う既存暗号技術の危殆化リスクを踏まえ、耐量子計算機暗号（PQC）に関する国内外の動向や技術・運用上の課題、金融機関における PQC への移行に向けた対応等について調査・研究を行う。

また、政府機関や民間のサイバー関連団体等と連携し、国内外金融機関における最新のサイバーセキュリティに係る情報を収集し、「インシデント情報」、「サイバーセキュリティ FAQ」として、分析結果とともに還元する。

(2) 新しい技術・金融サービス

金融機関における AI を活用したサービスの動向や、金融機関業務への導入事例等について、継続的な調査・研究を行う。

金融機関が提供するオープン API について、サービス提供状況、セキュリティ対策事例、インシデント発生状況等に関する情報収集や関係者との意見交換を実施するほか、「金融機関における API 接続チェックリストに関する連絡会」を開催し「API 接続チェックリスト」の見直し要否について検討する。

(3) IT ガバナンス・リスク管理・IT 投資

金融機関のサードパーティや金融情報システムに組み込まれたソフトウェア等のサプライチェーンのサイバーセキュリティリスク管理等について調査・研究を行う。

FATF 第 5 次対日相互審査（2028 年からの予定）に向けて金融機関が金融情報システム等の有効性検証を実施していることを踏まえ、その実施状況等に関する調査・研究を行う。

パブリッククラウドや生成 AI システムを収容するハイパースケールのデータセンターに関する調査・研究を行う。

(4) 決済サービス・市場インフラ・共同化

中央銀行デジタル通貨（CBDC）等、デジタルマネーに関する調査研究を行う。また、日本銀行の「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」への参画等を通じて、政府及び日本銀行における検討に貢献する。

行政 DX やキャッシュレス化が進展するもとの、指定金融機関が担う公金取扱事務のデジタル化等に関する現状や関係機関の動向等について調査・研究を行う。

金融機関における勘定系システムの共同化やマネロン対策業務等の共同化について、業務プロセスやリスク管理への影響等の観点から調査・研究を行う。

ステーブルコインやトークン化預金、セキュリティトークンなど、分散型台帳技術を活用した新しいサービスやインフラに関する取組み等について調査・研究を行う。

(5) 金融機関アンケート

金融機関における金融情報システムの構築・運営等の動向やシステム関係の態勢、安全対策の実施状況等を調査する「金融機関アンケート」を、設問の見直しを行ったうえで実施し、調査結果を公表する。

II. ガイドライン・手引書

当センターが策定・改訂しているガイドライン・手引書について、対象分野における法令や関係するガイドラインの制定や変更、金融情報システムを取巻く環境・情勢の変化等に対応し、所要の改訂等に取り組むほか、策定・改訂を行ったガイドライン等の周知・普及を図る。

(1) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書

令和 8 年 3 月公表の改訂版（第 14 版）の内容について周知・普及を図る。

次期改訂に向けて、関係法令の改正内容、国内外の標準・ベストプラクティス、各種レポート等を分析するほか、NCO のサイバーセキュリティ戦略における提言（PQC 対応に関する動向、サードパーティリスク管理・サプライチェーンリスク管理、重要インフラ事業者の対策強化、ベンダーを含めたサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの確保）等を体系的に取り込むこと等を検討する。

(2) 金融機関等のシステム監査基準

会員金融機関における本基準の活用状況等を調査するほか、次期改訂に向けた情報収集等を行う。

(3) 金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書

令和 8 年 3 月公表の改訂版（第 3 版）の内容について周知・普及を図る。

(4) 金融機関等のシステムリスク管理の解説書

令和 8 年 3 月公表の本書の内容について周知・普及を図る。

(5) 金融機関等における TLPT 実施にあたっての手引書

サイバー攻撃対応態勢の実効性を高める方策のひとつとして TLPT 実施の必要性が高まる一方、地域・中小金融機関等では普及が進んでいない現状がある。本書の初版発刊（令和元年）から 7 年が経過する中、最近の取組事例や環境・技術の変化を踏まえ、金融機関等が TLPT を実施するうえで一層有益な手引書とする観点から、次版改訂に向けた情報収集と検討を行う。

III. 説明会・研修・セミナー・講演会等

調査・研究成果の還元や、ガイドライン等の周知・普及、金融行政動向及び金融情報システムに関する情報提供、会員企業における人材育成支援等のため、説明会、研修・セミナー、講演会等を開催する。

説明会等の開催形式は、原則として、会場での実地開催とオンライン配信（ライブ配信）の併用とする。録画配信は地区別セミナーを除くすべての説明会・セミナー等で実施する。

(1) 説明会

「ガイドライン等説明会」を東京・大阪で開催し、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第14版）」、「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書（第3版）」及び「金融機関等のシステムリスク管理の解説書」についての解説等を行う。会場では、参加者からの個別の質疑・相談に応じるとともに、参加者間のネットワーキングの時間を設ける。

「FISC 調査報告会」をオンラインで開催する。同報告会では、当センターが作成・公表した調査研究レポート等について執筆担当者が説明する。

(2) 研修・セミナー

企業の経営層から実務担当者までの幅広い層を対象に、金融情報システムに関連する最新の知見や情報を提供するため、行政等の関係者や有識者等を講師とする「FISC セミナー」を開催する。

サイバーセキュリティ対策に関する知見やスキルを高めるとともに、参加者間の情報共有等を目的とする「サイバーセキュリティワークショップ（基礎編・ステップアップ編）」を複数の都市で開催する（合計13回開催予定）。

主に地域・中小金融機関の経営層を対象に、サイバーセキュリティに関する動向や経営層の役割、金融機関にとっての課題等の理解に資することを目的として、行政等の関係者や金融機関の幹部等を講師とする「経営層向けサイバーセキュリティセミナー」を開催する。

会員企業の経営層、IT 部門等のマネージャー・実務経験者、IT 部門新任者をそれぞれ主たる対象とする「エグゼクティブセミナー」、「システムマネジメントセミナー」、「新任システム担当者セミナー」を開催する。

会員企業におけるシステム監査人の育成支援を目的とする「システム監査セミナー（基礎コース、アドバンスコース）」を開催する。

会員企業の関心が高いテーマについての講演とディスカッション、参加者間の情報共有・意見交換のための交流会からなる「地区別セミナー」を、全国6都市で開催する。

(3) FISC 活動報告・講演会

会員企業に対し当センターの活動内容を報告するとともに、金融情報システムに関連するハイレベルな知見や情報提供を行うため、行政機関等の幹部や有識者等を講師とする「FISC 活動報告・講演会」を開催する。

(4) 訪問サービス

会員企業の個別の要望に応じる形で、サイバーセキュリティをはじめとする金融情報システムに係る諸課題について当センター役職員が説明や講演を行う「訪問サービス」をオンラインも活用して実施する。

IV. その他の情報発信、他機関との連携

以下のような情報発信や連携等に取り組むほか、情報発信チャネルの改善・強化等の観点から当センターのホームページのリニューアルを実施する。

(1) 出版物

金融情報システムに関する調査・研究の成果や、当センターの活動内容についてホームページに掲載し、会員企業へのタイムリーな情報発信を行う。

機関誌「金融情報システム」について、主に令和 8 年度中に公表した調査研究レポート等を取りまとめたものと、金融機関アンケート調査結果を掲載したものとを、それぞれ発刊する。

金融情報システムの状況等を網羅的に解説した「金融情報システム白書」を発刊する。

印刷物については、昨今の環境意識の高まり等を踏まえ、機関誌等のデジタル版での提供も開始し、順次デジタル版への移行を図る。

(2) ガイドラインサーチ

当センターが策定・改訂する各種ガイドライン等をシステム上で検索・閲覧するツールである「FISC ガイドラインサーチ」にガイドライン等の改訂内容等を反映する。

(3) 他機関との連携

関係省庁や日本銀行、業界団体、関係する企業等との間で、内外の金融情報システムに関する情報共有や意見交換等を行うとともに、それらを通じて活動上の相互の協力や連携を図る。

以 上